

# 東日本コスメ倶楽部会員規約

令和元年5月1日

東日本コスメ倶楽部世話人代表

中谷 明弘

## (第一章 総則)

### 第1条 (名称)

本会は、東日本コスメ倶楽部と称する。

### 第2条 (目的)

本会は、若手の化粧品技術者、化粧品業界関係者の自主的な集まりであり、化粧品関連領域の技術および知識習得のために、関連する分野の研鑽と、会員相互の交流を目的とする。

### 第3条 (所属)

本会は、日本化粧品技術者会東日本支部の下部組織と位置付け、東日本支部学術部会 B は必要に応じて運営をサポートする。

### 第4条 (運営方針)

本会の運営方針は年度初頭に、東日本支部学術部会 B と世話人(代表、副代表)が、運営会議を開催して決定する。

### 第5条 (運営)

本会は、日本化粧品技術者会東日本支部の下部組織であるが、会員による自主運営とし、年3回の定例勉強会を開催する。特に時期を規定するものではないが、6～7月、9～11月、1～2月を目安とする。

#### <定例勉強会の内容>

- (1) 外部講師の講演・実習・技術見学会など
- (2) 会員による講演・フリーディスカッションなど  
(各定例勉強会のあと、交流会として簡単な懇親会を行なう)

#### <定例勉強会の企画・立案>

各回、企画担当者が内容、テーマなどを決定、代表・副代表などと調整の上、メンバーへの案内を行なう(登録サイトを使用)。開催日程は、東日本支部の事務局と調整する。勉強会の内容については、東日本コスメ倶楽部のメンバーの希望や過去の定例勉強会の内容・形式を考慮し立案する。

#### <定例勉強会の開催場所>

開催場所は原則として東日本支部学術部会 B の指定する貸会議室を使用する。

#### <定例勉強会の参加資格>

- (1) 会員および体験入会希望者 ※代理出席は不可とする
- (2) その他、世話人代表が認める者

### 第6条 (会員の登録・管理・会の案内)

会員の名簿管理、定例勉強会の案内等は、登録サイトを通じて行なう。登録サイト管理者は世話人代表・副代表が務める。

#### (1) 会員の登録、管理

※会員登録の際には、個人情報に記載していただくため、東日本コスメ倶楽部以外での活用はしない旨、登録サイトに登録する個人情報は非表示に設定していただく旨、連絡する

- (2) 定例勉強会、交流会等の案内
- (3) 定例勉強会への参加／不参加連絡
- (4) 各種報告書の閲覧

## (5) その他会員へのアンケート調査

### (第二章 会員)

#### 第7条 (会員資格)

東日本コスメ倶楽部の目的を理解し、東日本コスメ倶楽部主催の勉強会に参加したことがある35歳未満※の者を東日本コスメ倶楽部の会員と認める。 ※新年度4月1日に35歳未満である者

#### 第8条 (入退会)

##### (1) 入会基準

第7条(会員資格)の条件を満たした者は、以下の手順に沿って入会手続きを行なう。

- 1) 入会案内に記載されている世話人代表・副代表へ連絡する。
- 2) 世話人代表・副代表から送られてきた体験入会の案内に従い、定例勉強会に参加する。
- 3) 体験入会が確認されると、世話人代表・副代表より入会手続きの通知が届く。  
その後、登録サイトに必要事項を入力し、会員登録が完了する。

##### (2) 退会基準

以下の場合に、会員は退会扱いとなる。

- 1) 会員の希望で、退会の意志を世話人代表に届け出た者。
- 2) 事実上退会済みの状態であると、世話人代表が認めた者。
- 3) 新年度4月1日までに、35歳となっている者。  
※新年度ごとに35歳になる者については、世話人より本人にお知らせする。

### (第三章 世話人および定例勉強会企画担当者)

#### 第9条 (世話人)

世話人は以下の役割を果たす。任期は原則2年とし、途中35歳以上となっても会員資格を継続する。任期中に業務都合などでやむを得ず降任する場合、後任の世話人を代表・副代表で協議して選出する。

○世話人代表(1名)： 総括、東日本支部との調整

○世話人副代表(原則2名、必要に応じて代表の判断により3名とすることができる)： 登録サイト管理、会計、代表・企画担当者のサポート

#### 第10条 (世話人の選出)

世話人は、当期世話人の任期末(2年目の3月末)までに、当期世話人代表と当期世話人副代表全員の協議により選出する。なお、世話人代表は、原則、当期副代表を務めた者の中から選出する。

#### 第11条 (定例勉強会企画担当者の選出)

定例勉強会の企画担当者は1回につき、4名がこれにあたり、このうち1名以上は企画担当経験者とする。企画担当者の選出は会員の自薦を基本とし、世話人の協議により決定する。尚、自薦者が必要人数に満たない場合、世話人より指名する。

### (第四章 会計)

#### 第12条 (会費)

定例勉強会の参加費は、各回徴収とする。その場合、参加費は原則として学術部会主催の研究会の会費3000円を超えないこととする。内部講師で会議室での交流会の際には、2000円程度を目安とする。

ただし、特別な行事には臨時の参加費や教材費などを徴収する場合がある。

また、上記参加費用の余剰については、世話人がこれを管理し、各定例勉強会での不足が生じた場合にこれを補う。

<領収書の発行>

※化粧品技術者会名で発行する。

<年間収支報告>

※会員および学術部会に会計責任者を明示して報告する。

(第五章 付則)

第13条 (規約の改廃)

本会の規約の改廃は、東日本支部学術部会 B と、世話人の懇談会を経て会員の承認を得るものとする。承認は、年度最初の定例勉強会参加者の賛成多数、または、全会員へのアンケートによる過半数の賛成によって成立とする。無回答の場合、承認権は世話人代表に委任したものとみなす。

この規約は、令和元年5月1日より施行する。

【改訂履歴】

2005.7.21	制定	
2014.9.5	改訂 Ver.2	入会条件の変更
2016.6.1	改訂 Ver.3	定例勉強会の開催場所、世話人の人数、勉強会企画担当者の選出方法の変更
2019.5.1	改訂 Ver.4	(日本化粧品技術者会)東京支部⇒東日本支部、東京コスメ倶楽部⇒東日本コスメ倶楽部に改称、入会手続きの変更、退会基準の追加、登録サイト運用内容追加、会員資格の更新・変更、活動目的の追記、第8条(会員の権利)の削除⇒第5条定例勉強会の参加資格に移行、規約改廃の追記、メーリングリスト⇒登録サイトに変更